

日田市で検討している

自治基本条例（案）の要点

～『人と人がつながり、みんなでつくる“みらいの日田市”』～



日田市観光マスコットキャラクター
『たんそうさん』

平成25年4月
企画振興部 企画課

目 次

1. はじめに	P1
2. 条例ができるまでの流れ	P3
3. 条例（案）の要点	P4
■ 条例の目的・基本原則など	P2
■ まちづくりにおける役割	P3
■ 市政運営に関するルール	P8
■ 市民参画と協働	P10
■ 他地域等との連携	P11
4. おわりに	P12

＜説明にあたって＞

今回の説明に用いている「自治基本条例 たたき台」は、市民ワーキンググループにおいて2年半の期間をかけ議論してきたものです。

さらに、今回の「協働のまちづくり 出前懇談会」等での意見を参考に今後、「自治基本条例策定委員会」で条例文を作成していきます。

今後の委員会等で内容に変更があるかもしれません、条例制定の意義等は何ら変わりません。

この資料を読んで、わかりにくい点、「こんなことを条例に入れればいいのに」といったことがあれば、なんでも良いのでご意見ください。

＜参 考＞

全国における自治基本条例の制定状況（平成25年4月11日現在）

◆全国1,743市町村等の内、施行済みは273市町村

◆大分県内の施行済みは4市町（大分市、由布市、豊後大野市、九重町）

1. はじめに

(1) 「自治基本条例」ち、なん？

「自治基本条例」は、だれもが住みよい地域社会になるように取り組む活動（これを「まちづくり」といいます）を進めていくための基本的なルールを定めるものです。

そのために、具体的に、市民・市議会・行政等の役割や責務を明記し、市全体で行うまちづくりの仕方などを定めています。

なお、「自治」とは、自分たちの地域のことは、自分たちで決め、責任をもって行うことを言います。

(2) なんで「自治基本条例」をつくらなと？

これまで、皆さんの生活を豊かにするために国の方針等によつて、いろんなことを行ってきました。

しかし、今では自分たちの地域のことは自分たちで考え、責任を持って取り組むようになってきました。

また、時代の移り変わりにより、市民の皆さんのが求めるものが変化してきたことなどから、みんなで役割等を分担し、協力しながら日田市のまちづくりをしようという考え方生まれました。

そこで、日田市のまちづくりを協働でしていくルールとして「自治基本条例」をつくるようになりました。

(3) 「自治基本条例」で、なんか変わるつかい？

「自治基本条例」ができても、皆さんの生活が劇的に変わるものではありません。自らまちづくりに参画する仕組みが整えられ、皆さんの意見が反映されたまちづくりができます。

このように、仕組みができることで徐々に変化が現れるようになります。

自治基本条例制定の必要性

昔の自治の原型は、みんなで話し合い、自分たちが汗を流して解決していました。しかし、みんなが仕事を持ち始めると、なかなか集まれなくなりました。そこで、市役所が国の基準等に従ってまちづくりを行ってきましたが、国の基準では地域の実情にあわない事例も見受けられるようになりました。そこで、地域のことは地域で決めましょう、という話が出てきて、いろいろな権限が地方におりてきています。そういうなかで、改めて自治の原点に戻らなければならないようになり、住民の意向に沿った自治体行政を運営していくようになりました。ただ、今はそのルールがないため、そのルールを作っていくのが自治基本条例です。

【事例①】

自治会長が地域の下水道について調べたいことがあり、担当課に話を聞きに行った。職員が説明の際に使っていた資料が有用だと思い、「その資料をいただけませんか?」と聞いたところ、「もし本当に欲しければ、情報公開請求してください。」と言われ、泣く泣く引きさがった。

→ もともとは住民のための行政です。市役所でやっている仕事の中身を住民に見せないという仕方というのはおかしな話です。

【事例②】

小さな生活道路なので、自動車を排除して、子供たちの遊び場にしたいと考えた。そこで、市役所に行ったところ、「警察との折衝が必要であるが、その前に地域の方々の合意をとってください。」といわれ、取り合ってもらえなかった。

→ 生活道路に自動車を入れないとなると、実際に自動車を使っている近所の人から必ず反発がでます。行政としては、地域の中で合意形成ができるなければ動きようがありません。そのため、何か問題があった時、あるいは何かを変えようとする時は、そのことに関係する地域のみんなで議論し、合意を形成する必要があります。地域の総意であれば行政も動くことができますので、住民と行政の関係だけではなくて、住民同士の関係性も、きちんとルールなり仕組みを作る必要があります。

【事例③】

ある老婦人が「100円玉を前の溝に落としてしまった。市役所に電話したところ、15分後には職員2名が来た。蓋を開けてすぐに100円を取ってくれた。なんて素晴らしい行政でしょう」これに対して、別の市民が「職員2名が往復30分かけて100円玉を取る。そういうことをやっていいのか。なんでもかんでも行政に依存するのはおかしいのではないか。」という内容。

→ 確かに行政も問題だったけれども、住民自身も自分達で自分達の問題を解決するとか、もともとあった「自ら治める」といったことを見失ってしまっています。そこでこれらの問題が構造的な要因に起因すると考え、行政と住民との関係、住民と住民との関係、この部分の仕組み、ルールを変えていくことを目指すべきものが自治基本条例です。

以上の事例からも見えてくるように、自治基本条例は、住民と行政の関係性のあり方、住民同士の関係性のあり方を見直すことによって、「自治体のかたち」を構造的に変革するためのもの！

2. 条例ができるまでの流れ

どのような経過で【たたき台】を作ってきたのか。また、【たたき台】から【条例】になるまで、どのような流れでできあがるのかについては、以下のとおりです。

現在までの取り組み状況は、「広報ひた」と「市ホームページの自治基本条例の取組ページ」を中心にお知らせしてきました。

作成期間
平 22.8 月
～平 24.2 月

平 24 年 2 月
たたき台（案）

平成 22 年 8 月から市民ワーキンググループ会議を開催し、市の課題などを議論してきました。そこで議論内容や他自治体の条文を参考に「たたき台を作っていくための会議資料」として作りました。



作成期間
平 24.2 月
～平 25.3 月

平成 25 年 3 月
たたき台

たたき台（案）をもとに市民ワーキンググループで議論し、さらに修正を加えて「市民のみなさんに自治基本条例をお知らせするための使うもの。また、意見をいただくための資料」として作りました。

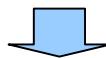


【たたき台】に対して、市民のみなさんからいただいた意見を踏まえて以下の作業に取り組んでいく予定です。（日程は変わることがあります）

作成期間
平 25.4 月
～平 25.6 月

平成 25 年 6 月（予定）
条例素案

各地区や各団体での意見交換会などを踏まえ【たたき台】を修正して作ります。この条例素案をもとにパブリックコメント（意見公募）を行い、再度市民のみなさんからの意見をいただく機会を作ります。



作成期間
平 25.6 月
～平 25.10 月

平成 25 年 10 月（予定）
条例案

条例素案に対していただいた意見を参考に再度見直しを行い、市議会に提案するための条例案を作ります。



作成期間
平 25.12 月

平成 25 年 12 月（予定）
条例

市議会にて審議し、議決されれば、条例ができあがることになります。

3. 条例（案）の要点

■ 第1章 条例の目的・基本原則など

ここでは、条例全体に関わることを定めています。

（1）目的

- ① 自治についての基本的なことを定めます。
- ② まちづくりに関わる人たちの役割などを定めます。
- ③ 市民参画※1と協働※2について定めます。など

（2）条例の位置付け

- ① この条例は、日田市におけるまちづくりの最も重要なものとして位置付けます。など

（3）定義

- ① この条例における重要な用語の意味について明らかにしています。

（4）自治の基本原則

- ① 市民がまちづくりの主役です。
- ② 市民のまちづくりの参画を保障します。
- ③ 男女を問わず自分の意思でまちづくりに参画できます。
- ④ 公正で開かれた市政※3を進めます。
- ⑤ 市政について市民へわかりやすく説明します。

※1 市民の意見や視点を生かしたまちづくりを行うために、市民が主体的にまちづくりに参加し、行政と住民の意見交換、合意形成を行うことです。

※2 皆がお互いを理解し、それぞれの役割と責任を果たし、同じ目標に向かって協力することを言います。

※3 市役所の運営や市役所が行うまちづくりのことです。

■ 第2章～第4章 まちづくりにおけるそれぞれの役割

ここでは、まちづくりにおける役割について定めています。

(1) 市民（権利と責務）

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、次の世代のことを考え、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参画するにあたっては、互いに尊重しながら自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努めるものとする。
- 4 市民は、まちづくりについて熱心な市の職員を応援するものとする。

【権利】

- ① 市民として、まちづくりについて「参画」「意見の表明」「意見の提案」をすることができる権利があることを定めています。
- ② 市政運営に関する情報について、情報公開条例や個人情報保護条例の非開示情報に該当しないものについては、市民として知る権利があることを定めるものです。

【責務】

- ① まちづくりの主体は、市民であるということの自覚が必要であることを表しています。また、目の前のことだけに捉われるのではなく、次の世代のことも考慮しながら取り組んでいくことを定めています。
- ② まちづくりにおいては、個人の利益だけではなく地域全体の利益を考慮した発言や責任ある行動が求められることから定めるものです。
- ③ 自助・共助・公助の考え方から、まずは市民同士での話し合いをする重要性を表しています。

- ④ まちづくりについて「頑張っている職員については褒めるべき」だという市民意見から、職員にもっと頑張ってほしいという趣旨で定めるものです。

(2) 事業者等

- ① 事業者やNPO法人等も地域社会の構成員であり、幸せに暮らせるまちづくりを目指す重要な役割を担う一員であることから、その権利と責務を規定するものです。

(3) 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、自治会を中心に子ども会や老人会などの地域住民で自主的に構成される、地域におけるまちづくり活動には、欠かすことのできない重要な組織のこととしています。

(地域コミュニティの役割)

- 第8条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。
- 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
 - 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
 - 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。
 - 5 市は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等をすることができる。

- ① 自治会などの組織として、様々な活動を通じて地域の発展に向けて努力することを規定しています。
- ② 自治会等の地域コミュニティは、地域の生活環境の維持改善など、公共的な課題を解決していく重要な担い手であることから、市民が加入し、そして活動に参加することの重要性を表しています。
- ③ 自治会での活動状況（活動時の写真）や総会資料（決算など）を主に地域住民に対してお知らせすることで、住民同士の情報共有を図るなど、住民への情報提供に努めなければならないことを定めたものです。
- ④ 自治会に限らず地域にある様々な組織の活動に、地域住民が参加しやすくなるような取り組みを行うなど、努力していくことを規定しています。

⑤ 市として地域コミュニティへの必要な支援、助言について規定しています。

(4) 子ども

- ① 子どもには参政権はありませんが、子どもとして「まちづくり参加権」を持っていることを明らかにしています。
- ② 子どもも地域のまつりやボランティア活動に参加するなど、その年齢に応じたまちづくりの役割があることを表しています。

など

(5) 市議会・議員の責務

- ① 市議会が行うべき責務を表しています。
- ② 議員は、市民の意見を聞かなければならないことを定めています。
- ③ 議員は、市民全体の利益となる行動をすることを定めています。

など

(6) 市長等

(市長の責務)

第 13 条 市長は、市民の負託に応え、本市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。

- 2 市長は、本市の将来像を明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮して市政運営を行わなければならない。
- 3 市長は、政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 4 市長は、市政の円滑な推進のため、組織の連携及び調整を図るものとする。
- 5 市長は、よりよい市政運営を実現するため、人材育成及び柔軟かつ適切な人事異動を行うものとする。

- ① 市長としての役割や責務について規定するものです。
- ② 市長は、「日田市が将来どのようなまちを目指すのか」ということを考え、目指すべき将来像を市民に明らかにし、その実現のためにリーダーシップを発揮して市政運営をしていかなければならないことを表しています。
- ③ 市の政策等について、情報を発信するだけではなく、市民が理解しやすいように分かりやすく説明しなければならないことを定めています。
- ④ 市長が、市の組織間の連携や調整を指示していくことで、縦割り行政と

言われることが無くなるよう円滑に市政運営を進めていくことを表しています。

- ⑤ 市長として、よりよい市政運営を進めていくために、研修等を利用して職員の人材育成を行うことや、事業の継続性や市民との信頼関係に配慮した人事異動を行うことを明らかにしています。

(職員の責務)

第 14 条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、市民からの意見（不当要求等を除く。）に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。
- 3 職員は、自らも市民のひとりであるという自覚を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。
- 4 職員は、市民としての視点を生かしつつ、互いに協力し合い、意欲を持って職務に取り組まなければならない。
- 5 職員は、互いに切磋琢磨し、職務に必要な知識及び能力の向上に努めなければならない。

- ① 市の職員としての責務を再認識する意味で規定しています。
- ② 市民からの意見に対する職員の対応について定めています。
- ③ 職員であると同時に市民でもあることから積極的にまちづくり活動への参加について努力することを定めています。
- ④ 職員というのは、同時に市民でもあり、市民としての視点で自分の職務を見直し、取り組んでいくこと、職員同士が互いに助け合い、意欲的に職務を果たさなければならないことを規定しています。
- ⑤ 職員同士が自己研鑽などを行なながら良い意味で競い合い、それぞれが知識や能力のレベルアップを図っていくことを定めています。

■ 第5章 市政運営に関するルール

ここでは、市役所を運営するための基本的なルールを定めています。

(1) 計画的な市政運営

- ① 計画的な行政運営を行うため、市の全般にわたる総合的及び各分野の計画をつくります。

- ② 計画を策定するときは、計画相互間の調整を図ります。
- ③ 計画等の内容及び進捗状況を市民にわかりやすく公表します。
- ④ 計画をつくる時には、市民の参画を保障します。 など

(2) 財政運営

- ① 効率的かつ効果的な財政運営に努めます。
- ② 経費節減のため行政改革に取り組みます。 など

(3) 地域主体・創意工夫に基づく市政運営

- ① 地域の実情にあったまちづくりを行います。
- ② そのときは、創意工夫に基づいた対応を図ります。 など

(4) 組織及び人事政策

- ① いろんなことに対応できるよう組織の見直し等を行います。
- ② 職員の能力アップに努めます。 など

(5) 行政評価

- ① 市民の意見を取り入れた行政評価を実施します。 など

(6) 付属機関等

- ① 委員を選任するときは、公募等により行います。 など

(7) 情報提供及び情報公開

- ① 市民へわかりやすく情報を提供するよう努めます。 など

(8) 個人情報保護

- ① 市が持っている個人情報は適正に取り扱います。 など

(9) パブリックコメント手続

- ① 市民の意見を求めるときは、わかりやすい資料を公表します。 など

■ 第6章 市民参画と協働

ここでは、まちづくりへの参加を進めるための仕組みなどを定めています。

(1) 市民参画

(市民参画)

第24条 市長等は、市政に関する計画や政策の立案段階から、市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、市民に対し市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。

3 市長等は、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。

- ① 市の大きな計画などを作っていく際には、出来るだけ早い段階から市民の意見を取り入れていくことを表しています。
- ② 市民が市の計画等の立案段階からかかわる際には、他自治体の参考事例や市の各種データ等を提供することで、市民参画が有意義なものになることから、それらを提供する義務を定めています。
- ③ 市民からの意見等の受付について定めています。現在も文書などで受け付けた要望等については、関係部署で協議を行い、回答していますが、今後も誠実に対応することを規定しています。

(2) 協 働

(協働)

第25条 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民、地域コミュニティ及び事業者等に対し、互いに対等な立場で、相互理解を深めるよう努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する市民、地域コミュニティ及び事業者等と協働することが行政の責任を軽減するものではないことを認識し、取り組まなければならない。

3 市長等は、第1項に規定する市民、地域コミュニティ及び事業者等に対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。

- ① 協働の際の相互理解について定めています。協働をしていくにあたっては、まちづくりの推進を目的として、自主性を尊重し、お互いを理解しあった上で取り組んでいくことを規定するものです。

- ② 協働することが決して行政の責任を軽くするというものではないということを明らかにするものです。
- ③ 協働を進めていくにあたっては、適切で効果的な支援を行うよう規定するものです。

(3) 小規模集落対策

- ① 市として地域課題を把握し、市民が共通課題として認識できるよう機会の創出に努めることについて定めています。
- ② 近隣の複数の集落が連携し、広域的に地域課題の解決に向けて支え合うことについて定めています。
など

(4) 住民投票

- ① 市長は、市政の重要なことについては、一定条件の下で住民投票ができます。
など

(5) 危機管理

- ① 市民の安全を守る体制を整えます。
など

■ 第7章 他地域等との連携

ここでは、日田市と他の自治体等との連携について定めています。

(1) 市内外の人々等との交流及び連携

- ① 市内外の人たちとの交流や連携によって得られたものをまちづくりに活用します。
など

(2) 他の自治体及び国との連携

- ① まちづくりを進めるために他の自治体等との連携に努めます。
など

(3) その他

- ① 市民と一緒に、定期的な条例の見直しを行います。 など

4. おわりに

普段「条例」というものは、市民の皆さんが目にする機会が少なく、また、初めて聞くような言葉もあり、わかりにくい部分もあったかもしれません。

しかし、この条例は、市民の皆さんにもっとも深くかかわり、いわば日田市民の憲法のようなものになります。そのため、この条例により、「まちづくりの主役は市民」であることを再確認し、日田市全体でまちづくりを行っていきたいと考えています。

この懇談会をきっかけに、市民の皆さんがまちづくり活動や市政について関心を持っていただき、さまざまな場面、機会で積極的にまちづくり活動に参加していただけるようになれば幸いに存じます。

★ 市役所企画課では、自治基本条例の出前懇談会を行っています。

各種団体や少人数のグループでもお伺いいたしますので、下記連絡

先まで連絡をお願いいたします。

★ 自治基本条例に関するご意見・お問い合わせは市役所企画課まで

お願いいたします。

＜連絡先＞

日田市役所 企画振興部 企画課 政策企画係

Tel 0973-22-8227 (直通)

Fax 0973-22-8324

e-mail kikaku@city.hita.oita.jp

